

13 水道法

〔専用水道工事の確認〕（第32条）

| | |
|----------|---|
| 法の趣旨 | 水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものとするとともに、水道の基盤を強化することにより、衛生的で安価な水の安定供給を図ることで、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。 |
| 確認の必要な行為 | <p>専用水道※の布設工事に着手しようとする場合</p> <p>※ 専用水道の定義（水道法第3条第6項） 自己水源を設けて布設する寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの 2 人の飲用等に供する水の日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。）が20立方メートルを超えるもの <p>ただし、他の水道（水道事業、専用水道）から供給を受ける水のみを水源とする場合であっても、次のいずれかに該当する場合は専用水道となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地中又は地表に施設されている口径25ミリメートル以上の導管の全長が1500メートルを超えるもの 2 地中又は地表に施設されている水槽の有効容量の合計が100立方メートルを超えるもの |
| 確認権者 | <p>知事（保健所長に委任されている。） 市長 町村長（県が権限移譲した町村の場合 ※該当なし）</p> |
| 確認基準 | <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書及び添付書類が整備されていること。 2 工事の設計が水道法第5条の施設基準に適合していること。 |
| 担当機関 | <p>県出先 保健所設置市（中核市） 保健所設置市（中核市）以外の市 町村 県が権限移譲した町村の場合</p> <p>各保健所 生活衛生部 衛生推進課 市保健所 市担当部局課 町村担当課 ※該当なし</p> |

| | |
|------------------------|---|
| <p>手続きフロー チャート</p> | <p>申請者 → 申請 → 県保健所 (保健福祉事務所) ← 確認 ←</p> <p>(保健所設置市の場合)</p> <p>申請者 → 申請 → 市保健所 ← 確認 ←</p> <p>(保健所設置市以外の市の場合)</p> <p>申請者 → 申請 → 市担当部局課 ← 確認 ←</p> <p>(県が権限移譲した町村の場合 ※該当なし)</p> <p>申請者 → 申請 → 町村担当課 ← 確認 ←</p> |
| <p>備 考</p> | <p>保健所設置市：福島市、郡山市、いわき市 県が権限移譲した町村：該当なし</p> |